

令和4年度航空機及び自動車の騒音に係る調査業務委託に関する  
一般競争入札公告

令和4年度航空機及び自動車の騒音に係る調査業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名称

令和4年度航空機及び自動車の騒音に係る調査業務委託

(2) 委託業務の概要

航空機騒音に係る環境基準の地域類型がされている地域の航空機騒音の状況を把握するため、岐南町及び笠松町で定点観測調査を実施するとともに、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、県内（町村域のみ）における幹線交通を担う道路を対象に自動車騒音の状況を常時監視する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年1月31日まで

(4) 履行場所

本件業務を実施する上で必要な場所

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 計量法第107条による計量証明事業「音圧レベル（騒音）」として、都道府県知事に登録されていること。
- (5) 過去5年以内において、国又は地方自治体から、航空機騒音定点観測調査及び自動車騒音に係る面的評価業務を受託し、適正に業務を遂行した実績を有していること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県環境生活部環境管理課大気環境係  
電話058-272-1111（内線2836）

#### (2) 入札説明書及び委託業務に必要な書類（仕様書等）の交付期間及び交付場所

##### ア 交付期間

令和4年5月27日（金）から令和4年6月2日（木）までの毎日（県の機関の  
休日を除く。） 午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

3の(1)に同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3の（1）まで申し出ること。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書を3  
の(1)まで提出（郵送可）し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和4年6月7日（火）必着

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格が  
ないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和4年6月13日（月）までに通知する。

#### (4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年6月15日（水）午前10時30分

イ 場 所 岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎3階 入札室

#### (5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

#### (6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

#### (7) 入札方法等に関する事項

##### ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場  
合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記  
載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未  
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とす  
るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者  
であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す  
ること。

##### イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第113条及び第114条による。

#### ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

#### エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

#### カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

### 4 その他

#### (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 郵便又は電報による入札は、認めない。

#### (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

#### (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

#### (6) 入札等に関する質疑がある場合は、令和4年6月2日（木）までに、3の(1)まで提出（郵送・FAX・メール可）するものとする。

#### (7) 詳細は、入札説明書による。

#### (8) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。